

一時支援金 登録確認機関

事前確認を受ける際に必要な書類

1. 一時支援金の申請 ID がわかる資料
2. 本人確認書類（次のうちどれか）
 - ・運転免許書(両面)
 - ・マイナンバーカード(オモテ面のみ)
 - ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
 - ・在留カード
 - ・特別永住者証明書
 - ・外国人登録証明書
 - ・住民票の写及びパスポート
3. (法人の場合) 履歴事項全部証明書（申請時から3ヶ月以内に発行されたもの）
 - ※申請希望者と履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名が一致しているか確認が必要です。
 - ※申請希望者が、代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認します。

【以下4～8は、提出ができない場合、合理的に説明ができる方は不要です。】

4. 收受日付印の付いた2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え
 - ※e-Tax の場合は受信通知メールのある確定申告書の控え
5. 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
6. 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
7. 2019年又は2020年の中で、法人等との取引に関する請求書又は領収書（2ヶ月分以上）
 - ※屋号が明らかな場合など事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も対象
8. 7の取引がされたことがわかる通帳
9. 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」